破産債権の特別調査期日

平成２７年（フ）第６４７号
大阪府箕面市船場東２丁目５番47号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番１号
破産者　宇野株式会社
特別調査期日　平成29年８月８日午前11時
平成29年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２９年（ラ）第１７７号（原審福岡地方裁判所平成２８年（フ）第１３８３号）
福岡市西区愛宕南１丁目９番32―101号、旧住所福岡市西区愛宕南２丁目８番25―1001号
抗告人（破産者）　古川　秀幸
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　原決定を取り消す。
破産者古川秀幸を免責する。
福岡高等裁判所第１民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２号
三重県伊勢市小俣町宮前668番地６
清算株式会社　潮満商事株式会社
代表清算人　平出　晋一
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所伊勢支部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第８号
山梨県山梨市牧丘町窪平1292番地
清算株式会社　株式会社ジャパン・ワイン・プロジェクト
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所

監督命令

平成２９年（再）第１１号
堺市北区百舌鳥梅町１丁266―１
再生債務者　株式会社タケモトフーズ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区堂島１丁目１番５号　ザイマックス梅田新道ビル12階　ウェルブライト法律事務所　弁護士　村辻　義信
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成29年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
三重県鈴鹿市若松中２丁目13番28号
再生債務者　杉浦　　隆
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年９月１日から平成29年９月15日まで
津地方裁判所

再生手続終結

平成２５年（再）第３号
神奈川県厚木市愛名538番地７
再生債務者　井上　洋一
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項に定める事由がある。
平成29年６月29日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２９年（再）第２号
名古屋市中区丸の内２丁目２番15号
再生債務者　株式会社ノッツ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　名古屋市中区丸の内３丁目14番33号　本町法務ビル４階　永冨法律事務所　弁護士　永冨　史子
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成29年６月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第８１号
千葉県船橋市二和東６丁目16番16号　エステート二和301号
再生債務者　菅田　英徳
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月１日から平成29年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第９７号
千葉県千葉市稲毛区園生町337番地１　サンクレイドル稲毛703号
再生債務者　宮崎　昭恵
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月１日から平成29年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１１３号
千葉県船橋市藤原７丁目40番34号
再生債務者　玉田　博昭
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月１日から平成29年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１０９号
千葉県浦安市高洲３丁目９番15号
再生債務者　相川　和人
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月２日から平成29年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１１９号
千葉県船橋市緑台２丁目３番27号
再生債務者　藤本　　龍
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月２日から平成29年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第１０８号
千葉県千葉市花見川区瑞穂３丁目12番地７
再生債務者　川俣　匡史
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月20日まで
4　一般異議申述期間　平成29年８月３日から平成29年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係